

(3) 小学校

ア 設置目的

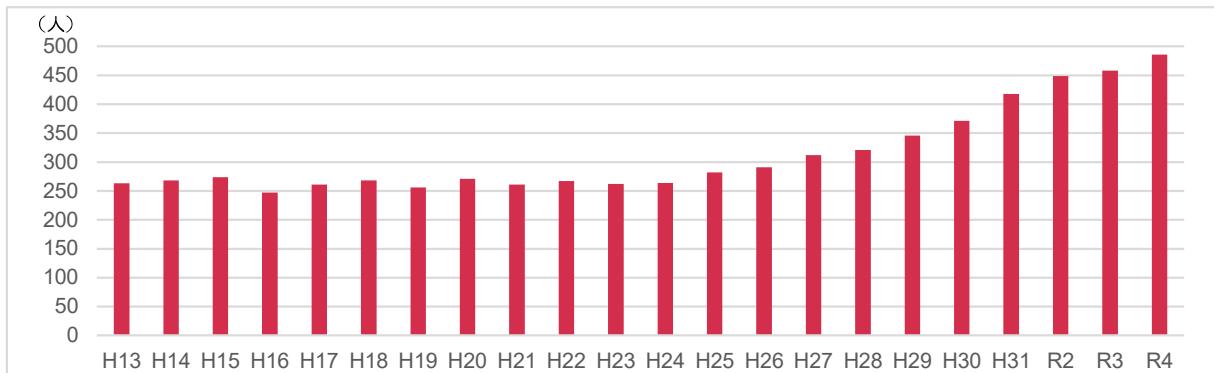
教育基本法第1条の教育目的及び同法第2条の目標を達成するための教育を行う場として、学区内にある学齢児童を就学させるために必要な小学校を設置する。

イ 下目黒小学校の概要

児童数 482人（令和4年9月1日時点）

学級数 16学級

【下目黒小学校児童数の推移】



※各年度5月1日現在。

ウ 下目黒小学校建替えの基本的な考え方

- 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」を踏まえた学校づくりを行います。
- 文部科学省の「小学校設置基準」、「小学校施設整備指針」等に従い必要な教室等を整備します。
- 複合施設として整備するメリットを最大限活かし、学校機能と区民センター機能が相互補完的に活用される空間を目指します。
- 学校機能の施設維持管理に関して、区民センター機能との一体的な管理運営体制の実現を図ります。
- 少子高齢化の進展に伴い、学校機能部分を将来的に学校以外の用途へ転用できる計画とするなど、将来変化に対応できるフレキシブルな施設計画が求められます。
- 学校機能の施設規模は、文部科学省の多目的教室及び少人数教室を加算した国庫補助基準面積以内の計画とすることが望れます。学校機能部分の面積を国庫補助基準面積に収めるよう、各諸室について共用化できる部分の検討、省スペース化できる部分の検討を十分に行う必要があります。
- 区教育委員会では、地域に根差した学校づくりを進めています。下目黒小学校についても、選定された事業者は提案内容をベースにし、教育委員会と連携し、教職員や住民との意見交換等を重ねながら、地域に親しまれる学校の実現を図ります。

工 実施事業

事業内容		小学校の運営
事業概要		下目黒小学校の運営に必要な業務を行う。
役割分担	区	下記を除く業務
	委託事業者	水泳指導（技術指導） ※P44 再掲
実施する空間		下目黒小学校

事業内容		小学校の維持管理
事業概要		下目黒小学校の維持管理業務を行う。
役割分担	区	下記を除く業務
	委託事業者	施設のビル管理業務
実施する空間		下目黒小学校

才 小学校として整備する空間

空間名	想定規模	備考
校舎	18学級以上 ※将来の学級増への対応として、教室数は学級数よりも余裕をもった計画とします。	<ul style="list-style-type: none"> 「目黒区学校施設更新設計標準」や文部科学省「小学校施設整備指針」等に沿った施設整備を行う。 学校プールは整備せず、水泳授業は区民センターの屋内プールで実施する。 地域避難所として、震災時の利用も想定した計画とする。
校庭	2,000 m ² 以上	<ul style="list-style-type: none"> 校庭面積は校舎の必要面積を確保した上で、最大限確保する。 地上（グラウンドレベル）に設置する。 100mトラックを確保する。 50m直走路を確保する。 野球、サッカー等の実施を考慮した計画とする。 地域避難所として、震災時の利用も想定した計画とする。

力 工事期間中の対応

現在、めぐろ学校サポートセンター（旧第二中学校校舎を活用した施設）を仮校舎とする方向で検討しています。（詳細 P71）